



平成 17 年 10 月 27 日

各 位

不動産投信発行者名  
東京都新宿区西新宿八丁目5番1号  
野村不動産オフィスファンド投資法人  
代表者名  
執行役員 秋山 安敏  
(コード番号: 8959)  
問合せ先  
野村不動産投信株式会社  
取締役ファンドマネジメントグループリーダー 緒方 敦  
TEL. 03-3365-0507

### 投資信託委託業者における業務の方法等の変更の認可申請に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者である野村不動産投信株式会社(以下「野村不動産投信」といいます。)において、本日、取締役会を開催し、金融庁に対して「投資信託及び投資法人に関する法律」第10条の2の規定に基づく認可申請(業務の方法等の変更の認可申請)を行うことを決議したことにつき、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の内容

##### (1) 運用を行う資産の種類を追加

運用を行う資産の種類に、有限会社の出資持分、商標権、温泉権等を追加する。

##### (2) 複数の投資法人の運用における体制整備

複数の投資法人の運用を行うことを想定し、必要な社内体制を整備する。

#### 2. 認可申請日

平成 17 年 10 月 27 日

#### 3. 変更の理由

##### (1) 運用を行う資産の種類

平成 16 年 10 月 1 日施行の株式会社東京証券取引所が定める不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例及びその取扱いの改正に伴い、投資法人による特定の不動産に付随する商標権、温泉権等の保有が認められることになりました。これに伴い、本投資法人が、商標権等が付随した不動産等に投資することを可能とするため、これらの資産を野村不動産投信が運用を行う資産の種類に追加するものです。

(2) 複数の投資法人の運用における体制整備

野村不動産投信では、これまでに蓄積した投資法人資産運用業における実績とノウハウを最大限に活用し、優良な不動産投資信託商品を新たに供給することを視野に入れ、将来的に本投資法人を含む複数の投資法人の資産運用を受託することを想定して、社内体制を整備すべく認可申請を行います。必要な認可を得た上、将来的に本投資法人以外の投資法人の資産運用を受託するにあたっては、投資法人間の利益相反の防止に努め、本投資法人の利益を損ねることがないように配慮するとともに、関係法令等を遵守し適正な業務遂行を行うための社内体制を整備するものであります。

以 上

\* 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会